

Table with 2 columns: 18 ガラス, 19 ガラスブロック積み, 20 ガラス用フィルム. It contains detailed specifications for glass types, block stacking, and film applications, including material types, thicknesses, and performance characteristics.

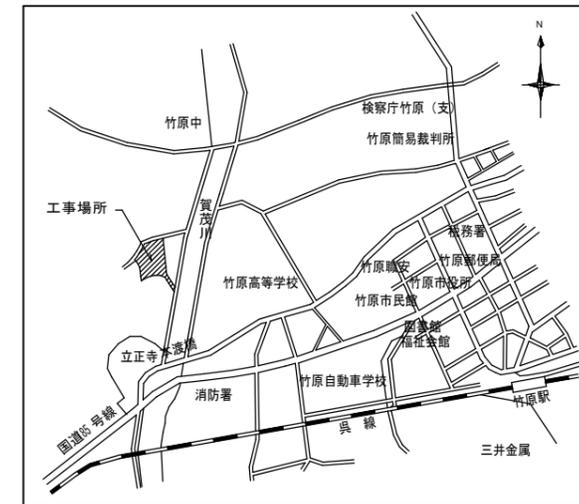
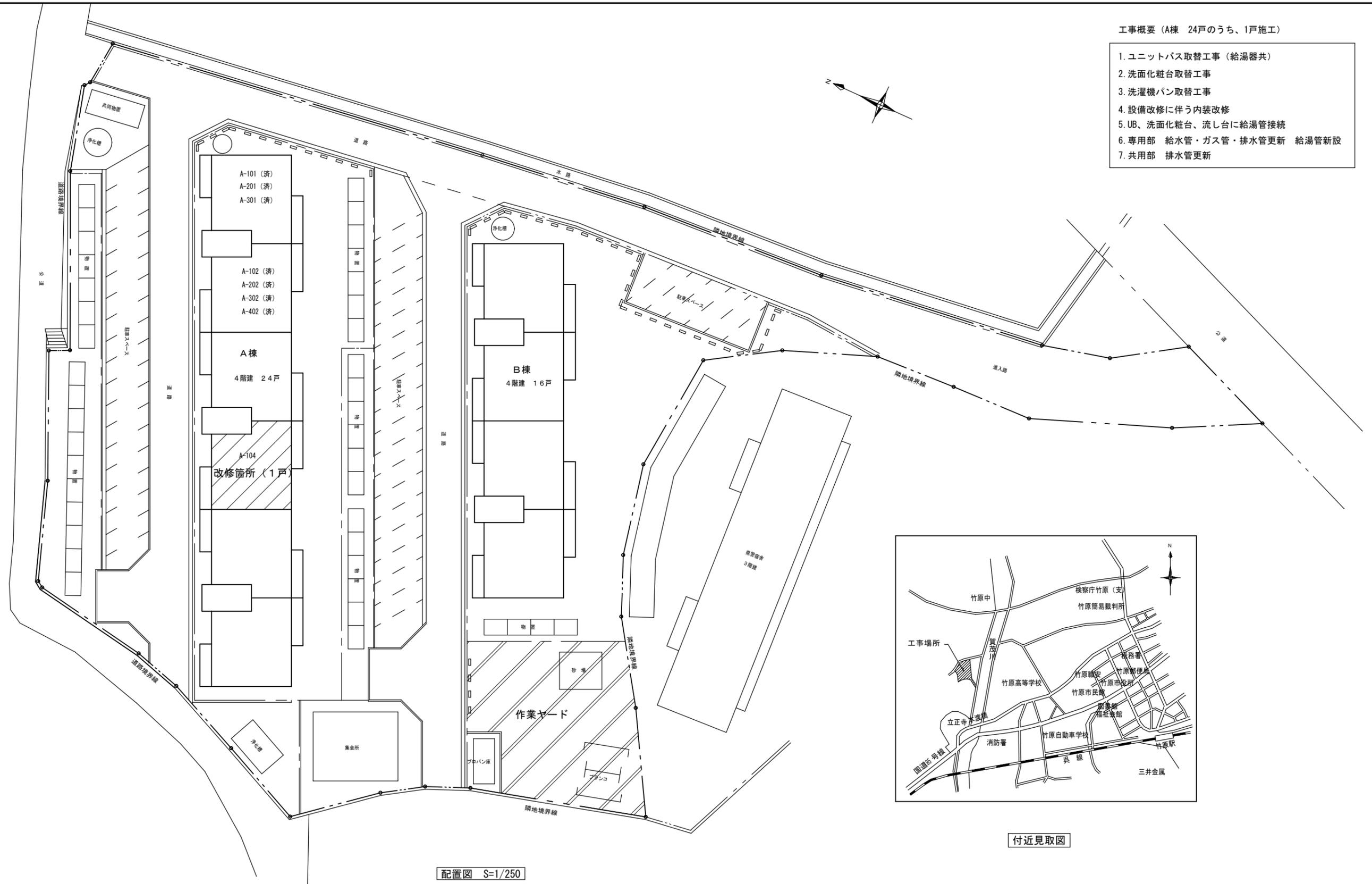
Table with 2 columns: 6 内装改修工事, 7 造作用単板積層材. It details interior renovation work and single-layer laminated materials, covering removal of existing materials, installation of new materials, and specific construction methods.

Table with 2 columns: 8 合板等, 9 防蟻・防蟻処理. It covers composite materials and ant/termite treatments, including specifications for various board types and treatment methods for different materials.

Table with 2 columns: 10 軽量鉄骨天井下地, 11 軽量鉄骨壁下地, 12 ビニル床シート, 13 ビニル床タイル, 14 接着剤, 15 ビニル幅木, 16 ゴム床タイル, 17 フローリング張り. It details specifications for lightweight steel frame ceiling/wall underlayment, vinyl flooring, tiles, adhesives, and vinyl baseboards.

工事概要 (A棟 24戸のうち、1戸施工)

1. ユニットバス取替工事 (給湯器共)
2. 洗面化粧台取替工事
3. 洗濯機パン取替工事
4. 設備改修に伴う内装改修
5. UB、洗面化粧台、流し台に給湯管接続
6. 専用部 給水管・ガス管・排水管更新 給湯管新設
7. 共用部 排水管更新



付近見取図

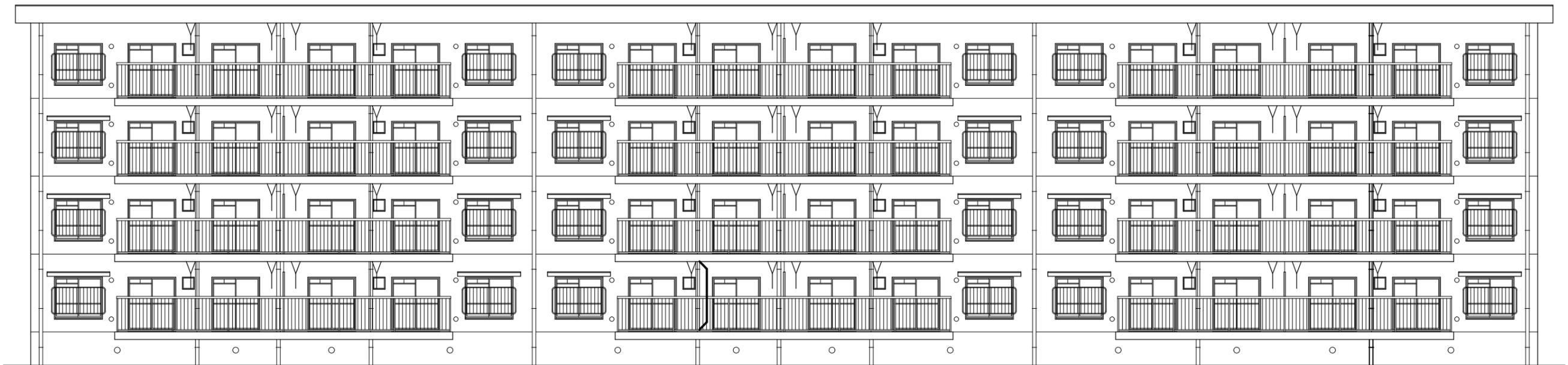
配置図 S=1/250

特記事項	訂正事項		JOB. NO.		DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率
			CH.	PL.	2025 DR.				
							NAME	3	A-3 : 71%
							付近見取図・配置図・工事概要		A-4 : 50%



北側立面図 S=1/100

便所排水立管 (更新済)



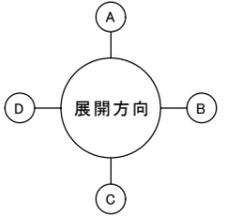
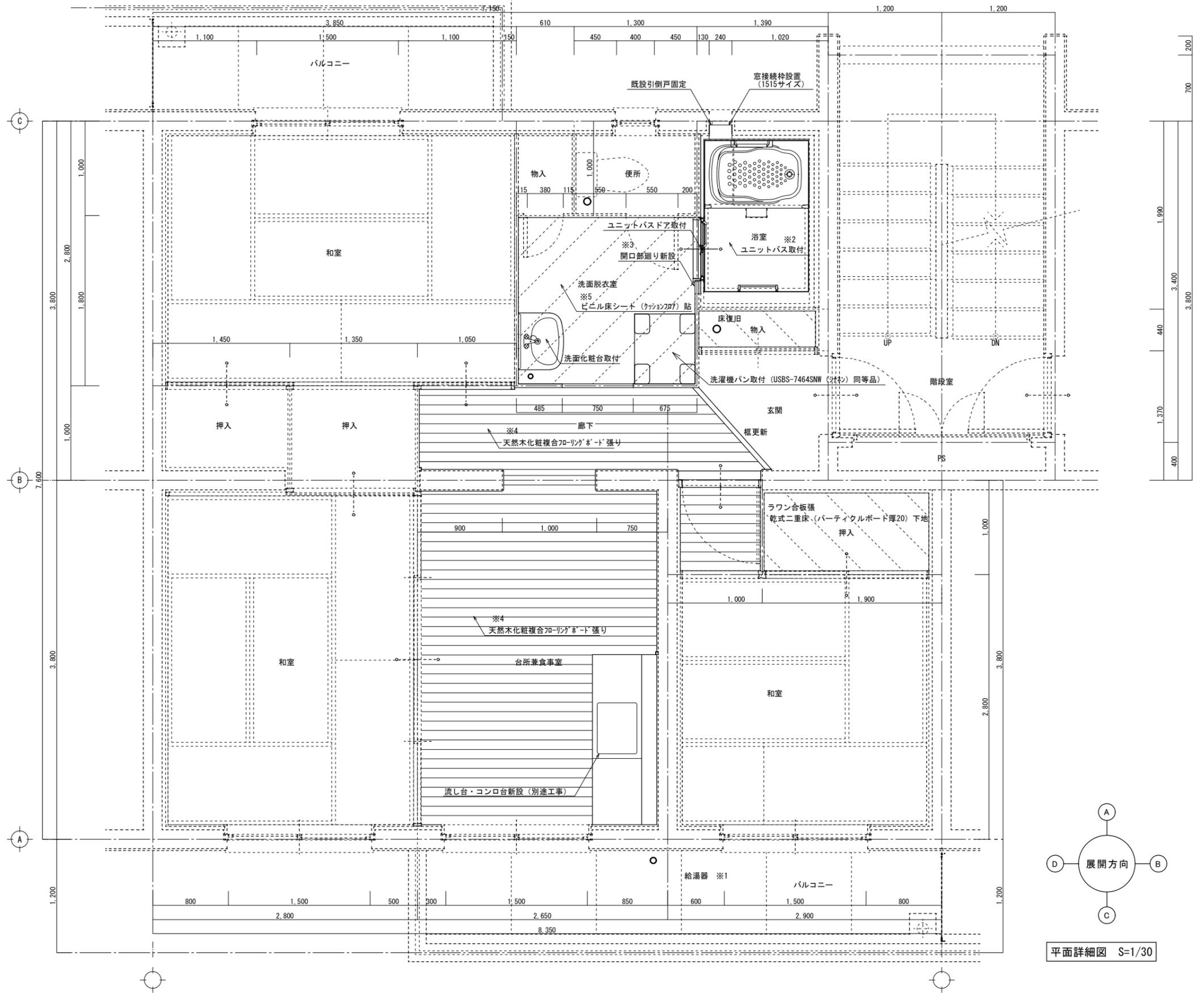
南側立面図 S=1/100

流し台排水立管更新

特記事項	訂正事項		JOB. NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率
			CH.	PL.				
						NAME	4	A-3: 71%
						A棟 立面図		A-4: 50%

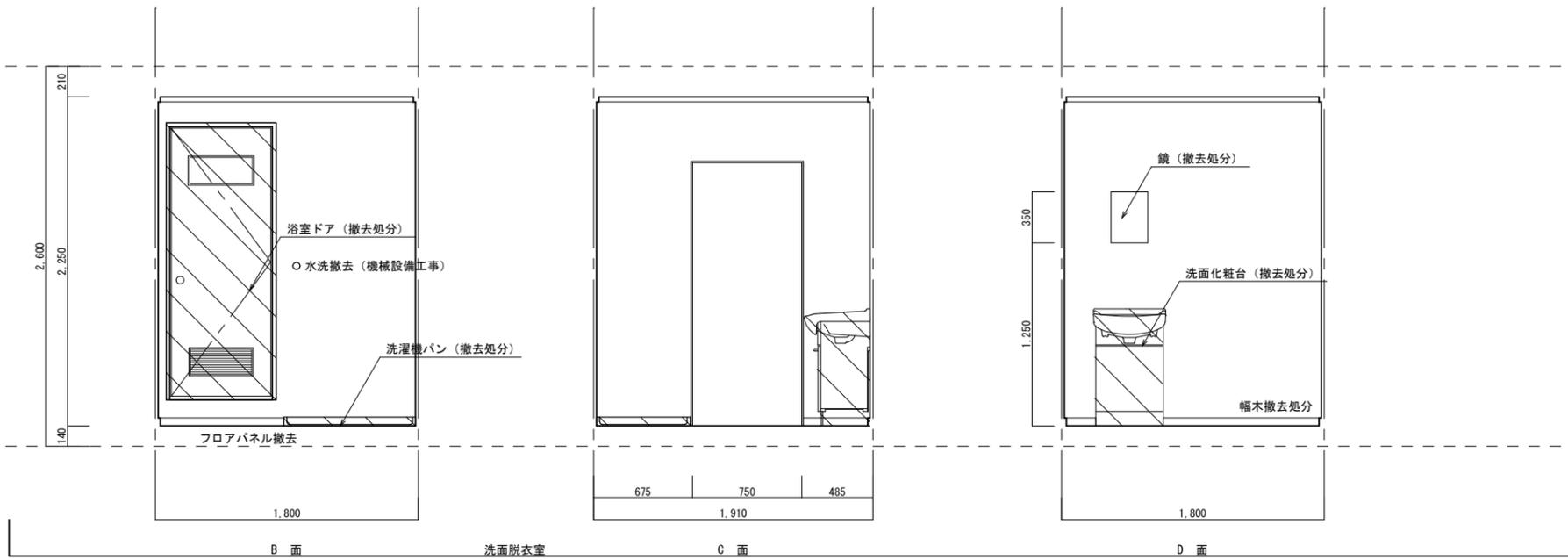
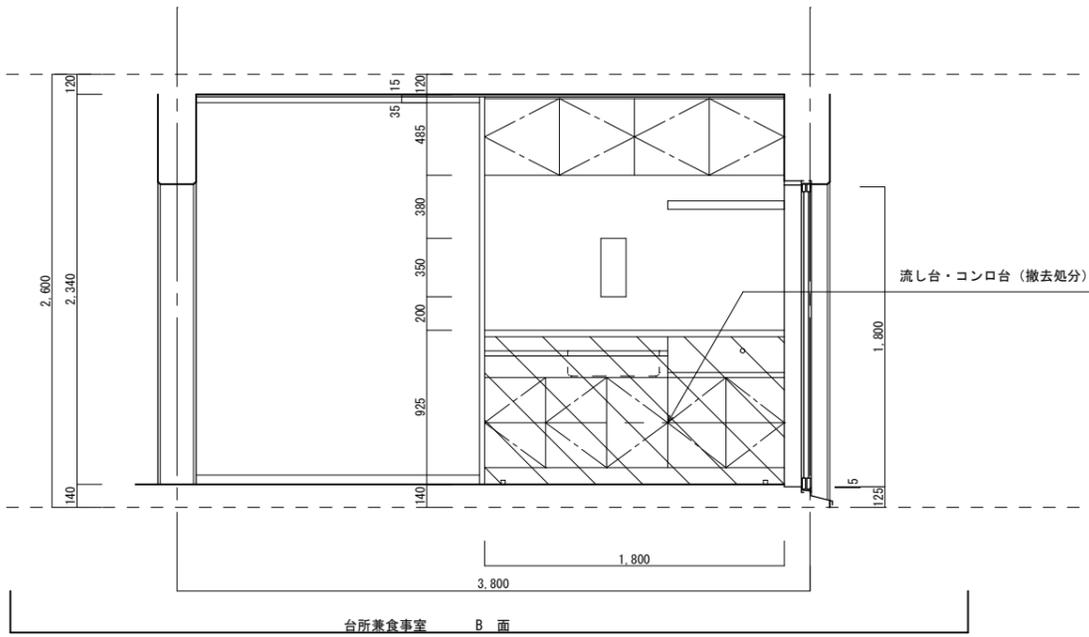
特記事項

- ※1 ガス給湯器 20号
FH-2013SAW (ハロワ) 同等品
給湯能力20号 オートタイプ 壁掛型
浴室・台所リモコン
- ※2 ユニットバス
NJB-1116GARAGTFGNYGWNSCN同等品
握りバー (正面600mm・側面400mm・背面600mm)
- ※3 UB額縁新設
樹脂製
- ※4 天然木化粧複合フローリングボード張り
C種下張り無 厚12
乾式二重床 (パーティクルボード厚20) 下地 (既設撤去部)
既設フロアパネル下地 (既設残置部)
- ※5 ビニル床シート (クッションフロア) 貼
マブル 厚さ1.8 KS
乾式二重床 (パーティクルボード厚20)、
捨て張り合板 t5.5下地

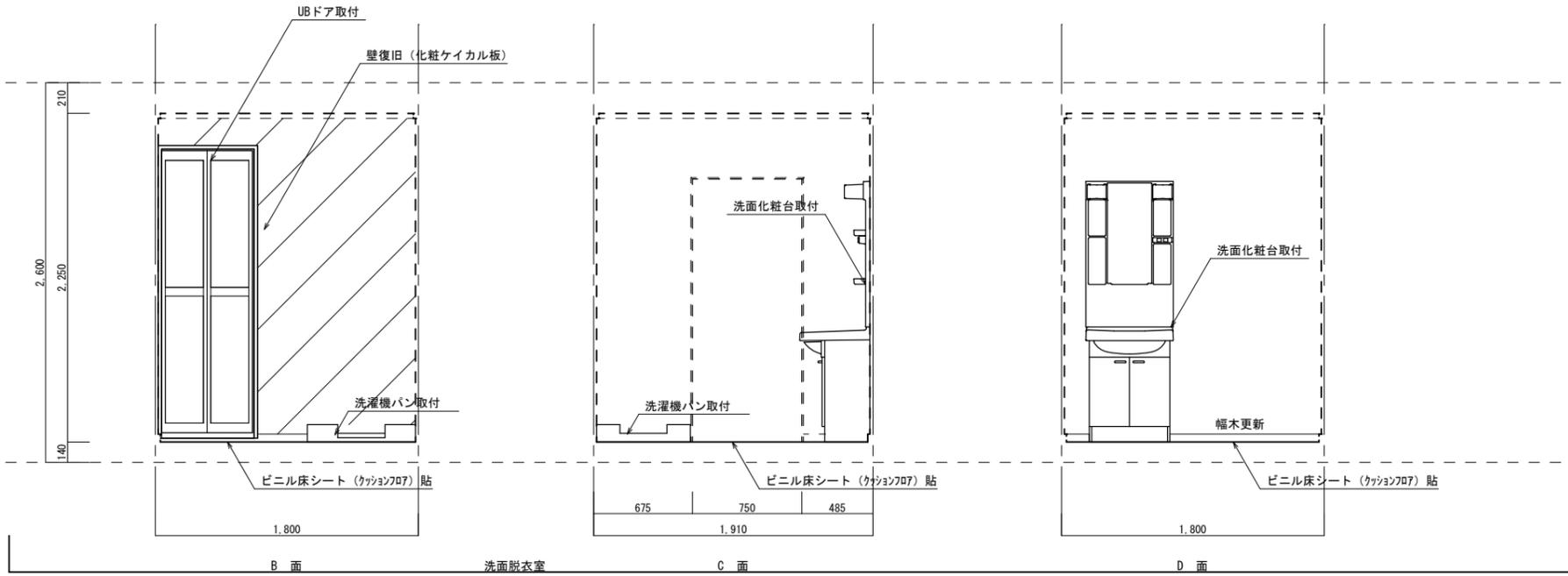
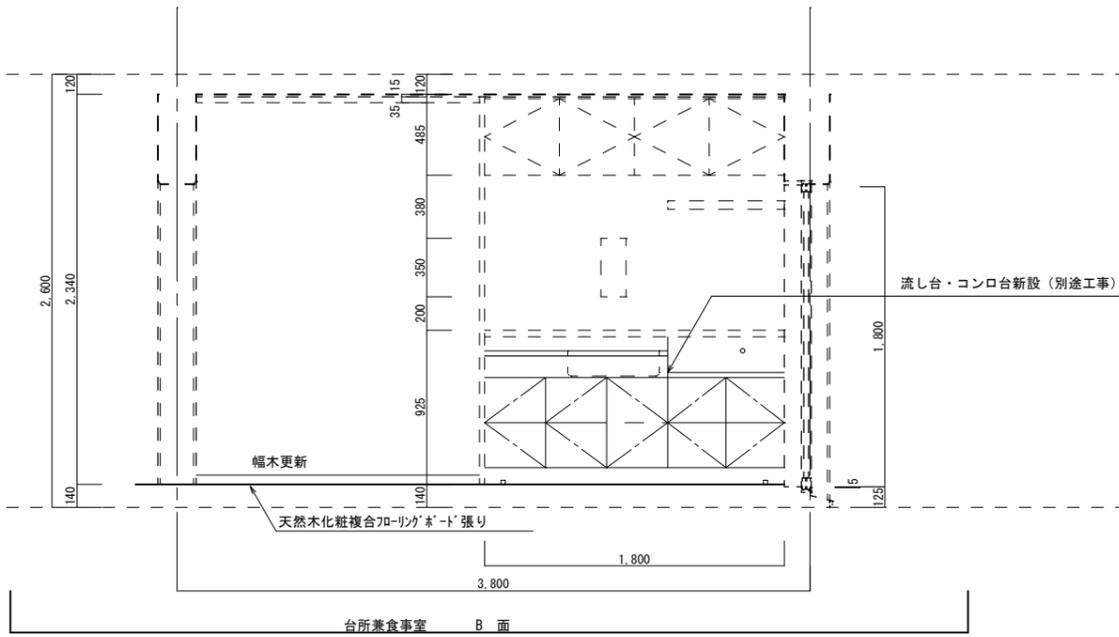


平面詳細図 S=1/30

特記事項	訂正事項		JOB. NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率
			CH.	PL.				
						NAME		A-3 : 71%
						(改修後) 平面詳細図		A-4 : 50%



特記事項	訂正事項		JOB. NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率
			CH.	PL.				
						NAME		A-3 : 71%
						(改修前) 展開図		A-4 : 50%



特記事項
※1 洗面化粧台 壁下地補強 5.5mm

特記事項	訂正事項	JOB. NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO. A / 8	図面縮小率 A-2 : 100% A-3 : 71% A-4 : 50%
		CH.	2025 D.R.	1/30	来須市営住宅ユニットバス等改修工事 NAME (改修後) 展開図		

来須市営住宅ユニットバス等改修工事 特記仕様書

I. 工事概要

1. 工事場所 竹原市竹原町

2. 建物概要

建物名称	構造	階数	建築基準法による延べ面積 (㎡)	消防法施行令別表第一の区分	備考
来須市営住宅A棟	RC造	4	1,543.20	15項	

3. 工事種目 (○印の付いたものを適用する)

建物別及び屋外	工事種別	屋外
工事種目		
・空気調和設備		
・換気設備		
・排煙設備		
・自動制御設備		
○衛生器具設備	改設一式	
○給水設備	改設一式	
○排水設備	改設一式	
○給湯設備	改設一式	
・消火設備		
○ガス設備	改設一式	
・厨房設備		
・浄化槽設備		
・雨水利用設備		
・特殊ガス設備		
○電気設備工事	電気設備工事の部による	
○建築工事	建築工事の部による	

4. 指定部分 ※無し ・有り(工期 令和 年 月 日) 対象部分:

5. 設備概要 (改修の場合は既存の概要を示す。)

空調	主要熱源	機器	換気設備	排煙設備	自動制御設備	給水方式	排水方式	放汚水	雑排水	先排水槽	給湯設備	消火設備	ガス設備	浄化槽設備
・空気調和(・パッケージ方式・ガスエンジンヒートポンプ方式・ファンコイルユニット・ダクト併用方式・単ーダクト方式・各階ユニット方式)	・空気熱源ヒートポンプユニット・マルチパッケージ形空調調和機	・パッケージ形空調調和機・ガスエンジンヒートポンプ式空調調和機	・1種換気・2種換気・3種換気	・機械排煙(・有・無) 適用法規(・建築法・消防法)	・自動制御方式(・電気式・電子式・デジタル式)	・水道直結 ○高置タンク・ポンプ直送	建物内の汚水と雑排水(・合流 ○分流) ポンプ排水(・有(・汚水・雑排水・湧水) ○無)	・直放流下水管 ○浄化槽	・直放流下水管・浄化槽・側溝 ○別途樹	・有(計容量: m ³) ○無	○有(・局所式・中央式)・無	・屋内消火栓・連結送水管・屋外消火栓・スプリンクラー	・都市ガス 種別 (MJ/m ³ N) ○液化石油ガス	○有(・合併処理・小規模合併処理 ○単独浄化槽)・無

II. 工事仕様

1. 共通仕様

1) 特記仕様及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部の標準仕様書等による。ただし、○印の付いたものを適用する。

○ 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) 最新版(以下「標準仕様書」という。)

○ 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) 最新版(以下「改修標準仕様書」という。)

2) 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事はそれぞれの特記仕様書を適用する。

2. 特記仕様

1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。

2) 特記事項のうち選択する事項は、○印の付いたものを適用する。ただし、○印のない場合は ※ 印を適用する。○印 ⊗ 印の場合は共に適用する。

区分	項目	特記事項
一般	① 施工図等	施工図等の著作権に係る当該建築物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。
一般	2. 保安規定	中国地方整備局制定の営繕工事事業用工作物電気保安規程を(・適用・準用)する。
一般	③ 施工条件	現場説明書による。
一般	④ 工事安全計画書	建設工事公衆災害防止対策要綱及び建築工安全施工技術指針を参考に、工事現場の安全対策に関する具体的な工事安全計画書を、監督職員に提出する。
事項	⑤ 発生材の処理等	引渡しを要するもの ・有(・機器類・金属類・)
事項	※54. 建設廃棄物の処理も確認すること	特別管理産業廃棄物 ※無
事項		再生資源化を図るもの ※無
事項		アスベスト含有設備資機材(ガスケット、パッキン、たわみ継手等)は関係法令に従い適切に処理を行う。引渡しを要するもの以外は構外搬出適切処理とする。
事項		撤去機材等(アスベスト類を含む)の搬出・処分費 ※本工事・別途工事
事項		フロン、臭化リチウム液、残油処理の搬出・処分費 ※本工事・別途工事

一般共通事項

⑥ 環境への配慮

⑦ 機材の品質等

⑧ 機材の承諾図

⑨ 図形表示

⑩ 容量等の表示

11. 技能士の適用

12. 化学物質の濃度測定

13. インバーター用制御及び操作盤

14. 総合試運転調整

15. 弁類

16. 伸縮管継手

17. 防振継手

18. 絶縁継手

19. スリーブ

20. 瞬間流量計

21. 配管の建物導入部

22. ステンレス鋼管の接合方法

⑳ ピニル管の接合方法

㉑ ポリエチレン管の接合方法

25. 溶接配管の検査

26. 異種管の接続

㉒ 支持金物・固定金具

1) 国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律(グリーン購入法)に基づき策定された「広島県グリーン購入方針」に掲載されている品目については、他の特記事項及び図面表記の範囲内で、環境負荷を低減できる材料を優先的に選定するよう努めるものとする。

2) 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。

① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、断熱材、塗料、仕上塗料は、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しない又は発生量が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。

② 接着剤及び塗料はトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。

③ 接着剤は、可塑性(フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑性剤を除く)が添加されていない材料を使用する。

④ ①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発生量が極めて少ない材料を使用したものとする。

1) 本工事に使用する機材等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。

2) 別表-1に示す機材等を使用する場合は次の①から⑥すべての事項を満たす証明となる資料を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、①から⑥すべての事項を評価された事を示す外部機関が発行する書面を提出し監督職員の承諾を受けた場合は、証明となる資料等の提出を省略することができる。

① 品質及び性能に関する試験データを整備していること。

② 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。

③ 安定的な供給が可能であること。

④ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。

⑤ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。

⑥ 販売、保守等の営業体制を整えていること。

機械設備工事機材承諾図様式集(令和4年版)によるほか、監督員の指示による。

機器類は、図示する形状及び配管等の取出し位置により、特定製造者の製品を指示、限定しない。

1) 機器類の能力、容量等は原則として表示された値以上とする。

2) 電動機出力、燃料消費量、圧力損失等は、原則として表示された値以下とする。

・ 建築板金(ダクト製作及び取付) ・ 熱絶縁施工(保温工事)

・ 配管(配管工事) ・ 冷凍空調調和機器施工(冷凍空調機器据付)

建築物の室内空気中に含まれる化学物質の濃度測定 ※ 不要 ・ 要測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所等(※ 現場説明書)による。

(※ 標準仕様書 ・ 図示)による。

「高圧又は特別高圧で受電する需要家の高調波抑制対策ガイドライン(平成16年1月制定 原子力安全・保安院)」及び「高調波抑制対策技術指針(UEAG9702-2013)」に基づき、高調波対策を行う。

下記項目の総合調整を行ない測定表を監督職員に提出する。(部)

・ 風量調整 ・ 水量調整 ・ 室内外空気の温度の測定

・ 室内気流及びじんあいの測定 ・ 騒音の測定

・ 飲料水の水質の測定 ・ 雑用水の水質の測定

測定箇所等は監督職員との協議による。

ステンレス管に使用するバルブは50A以下は青銅製、65A以上はステンレス製を使用する。

※ ベローズ形 ・ スリーブ形

※ 合成ゴム製(球形) ・ ポリテトラフルオロエチレン製

・ ベローズ形(ステンレス製)

※ 標準図(施工3)による。

つば付き鋼管製に替えて、非加硫ブチルゴム系止水材でもよい。

1) 形式はビーター管式(コック付)とする。 ※ 固定式

2) 下記の箇所、若しくは図示により取付ける。

・ ポイラー又は熱交換器の温水出口 ・ 冷凍機類の冷水出口

・ 冷水水ヘッダーの各送り管 ・ 冷凍機類の冷却水出口

・ ユニット形空調調和機の冷水水入口

(・ 給水 ・ ガス ・ 油) 配管の変位吸収は (※ 標準図(施工4、5) ・ 図示)による。

呼径60S u以下の継手は、S A S 3 2 2を満足するものとする。

※ 接着接合 ・ ゴム輪接合

50A以下 ※ メカニカル接合 ・ 電気融着接合

75A以上 ※ 電気融着接合

・ ガス配管 ・ 冷水水配管 ・ 冷却水配管

非破壊検査 ※ 無 ・ 浸透探傷検査又は磁粉探傷検査

放射線透過検査 ・ 標準仕様書による ・ %

鋼管とステンレス鋼管、鋼管と銅管は(※ 標準図(図示)による。)

ポンプ及び屋外設置機器・ピット内のアンカーボルト、ナットはステンレス(SUS304)製とし、屋外及びピット内の配管、ダクトに使用する支持金物等はステンレス(SUS304)製又は、溶融亜鉛めっき仕上げとする。

溶融亜鉛めっきは ※ 2種35 ・ 2種50

標準仕様書によるほか図示の箇所に設ける。

1) 屋内露出(一般居室、廊下)の外装は ※ A1 ・ A2

2) 冷媒管の保温外装は

屋内露出 ・ 合成樹脂カバー (A1・(イ)・ロ)・V I)

・ 保温化粧ケース(耐候性樹脂製)

屋外露出 ・ ステンレス鋼板 (E2・(イ)・ロ)・V I)

・ 保温化粧ケース

屋外保温化粧ケースの材質 ・ 耐候性樹脂 ・ ステンレス鋼板 ・ 高耐食鋼板(溶融亜鉛めっき)

3) 標準仕様書以外で多湿箇所の適用(※ 無)とする。

4) 熱交換器の機器外気側ダクト (※ 給気側 ・ 排気側外壁より 1m)は、保温(25mm厚)する。

5) 厨房用排気ダクトの断熱(隠ぺい部)

・ I・(イ)・IX 又は h・(イ)・IX ・ 行わない。

6) 共同溝の保温種別は (配管 ・ ダクト ・)とする。

一般共通事項

30. 塗装

31. 足場

㉓ 工事用電力、水、その他

33. 監督職員事務所

34. 工事用仮設物

35. 土工事

36. コンクリート工事

37. 耐震措置

38. 電線類

39. 施工調査

40. 撤去工事

41. あと施工アンカー

42. 非破壊検査

43. 他工事との取合い

44. 天井仕上区分

㉔ 完成時の提出書類等

46. 電子納品

下記の部分を除き、原則として塗装(標準仕様書第2編3.2による)を行う。

垂鉛めっきされたもので、常時隠ぺいされる部分、金属電線管、鋼製架台及び支持金物類、主・各階機械室等及び電気室内の垂鉛めっきされた露出ダクト及び露出配管、カラー垂鉛鉄板面、垂鉛めっき以外のめっき仕上げ面、樹脂コーティング等を施したもので、常時隠ぺいされる部分アルミニウム、ステンレス、銅、溶融アルミニウム垂鉛鉄板、合成樹脂製等、特に塗装の必要を認められない面、埋設されるもの。(ただし、防食塗装部分を除く)

塗装を施さない部分・箇所 ※ 倉庫 ・ 車庫 ・ 駐車場

ただし、残りネジ塗及びパイプレンチのチェック跡の鉄面は、さび止めペイント2回塗りを行う。

「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく足場の設置にあたっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。

・ 内部足場(※ A、B、C、D種 ・ E種 ・ F種 ・ G種)

・ 外部足場(※ D、E種 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ F種)

本工事に必要な工事用電力、水及び舗手続きなどの費用は全て受注者の負担とする。

本工事で設置する。(規模及び仕上げの程度は現場説明書による)

構内につくることが ※ できる ・ できない

1) 埋戻し土 ※ 根切り土の中の良質な(コンクリート管以外の管の周囲は山砂の類) ・ 山砂の類

2) 建設発生土 ※ 構内敷きならし ・ 構内の指示ある場所に堆積 ・ 構外に搬出し適切に処理(現場説明書)

コンクリートの設計基準強度は ※ 18N/mm²以上

・ 図示による。

設備機器の固定は、次に示す設計用地震力に耐える方法とする。

ただし、重量1kN以下の軽質な機器については、設備機器の製造者の指定する方法で確実に行えばよいものとする。

1) 設計用水平地震力は、機器の質量(自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量)に、

地域係数(・1.0 ※ 0.9 ・ 0.8)と、

次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。

設置場所	機器種別	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
屋上及び塔屋	防振設置機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
中間階	防振設置機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
地階・1階	防振設置機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6

上層階とは2~6階建の場合は最上階、7~9階建の場合は上層2階、10~12階建の場合は上層3、13階建以上の場合は上層4階とする。

中間階とは地階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの。

重要機器は次のものを示す。

・ 給水機器()

・ 排水機器()

・ 換気機器 ・ 空調機器 ・ 熱源機器 ・ 防災機器

・ 監視制御設備 ・ 危険物貯蔵装置 ・ 火を使用する設備

・ 避難経路上に設置する機器

2) 設計用鉛直地震力は設計用水平地震力の1/2とする。

1) EM電線類で規格等の定めのないものは、ハロゲン及び鉛を含まない材料で構成されたものとし、電線及びEMケーブルは標準仕様書第4編1.5.1表4.1.11による。

2) 電線の色別は、原則として電気設備工事の工事仕様書による。

・ 施工に先立ち、改修工事関連部分(施工部位により既存性能を損なうおそれのある部分)の事前確認を行い監督職員に報告書提出する。

・ 既存設備システムの事前調査を行い監督職員に報告書提出する。調査を行う前に監督職員に調査計画書を提出する。

改修工事の対象となる既存設備システム

・ 排水放流先 ・ 中央監視盤

撤去する配管、ダクト(付属品含む)の保温材は、配管・ダクト等より分離する。

施工後確認試験

試験方法 引張試験機による引張り試験

試験箇所数 1施工単位に対し1本以上

対象機器(・配電盤・非常用発電機・直流電源装置・変圧器()

確認強度 対象機器ごとのアンカーボルト1本に作用する引抜き力以上

はつり工事及び穿孔作業を行う場合は、事前に非破壊検査を行い、監督職員に報告する。原則、探査方法は walkthrough 調査(電磁誘導法または電磁誘導法)とする。

放射線透過検査等による埋設物の調査を実施する場合、範囲は監督職員の指示による。放射線透過検査の検査費は別途とする。

図面に特記のない場合は別紙「工事区分表」による。

電気設備工事、建築工事等との合併工事の場合は工種区分とする。

() 書きの室名は天井無しを示し、その他は天井ありを示す。

(1) 工事竣工図書引渡し書 A 4版

(2) 完成図書 (A 4版)

(3) 諸官庁届出書類一覧表(諸官庁届出書類(正)許可証(正)共)

(4) 完成図面・施工図面二折製本 A 3版

(5) 縮小完成図面・施工図面二折製本 A 4版

(6) 工事記録写真 A 4版(工事記録写真カラーサービス版)

(完成写真カラーサービス版)

(7) 運転操作説明書・取扱説明書を簡易にまとめたもの A 4版製本 6部

(8) 工事監理図書 A 4版

(9) 電子成果品(電子納品) 部

(10) 建物基本情報及び型式台帳(監督員が指定する様式で作成)

(11) その他監督員が必要と指示したものの(フロン台帳等) 1式

電子成果品を「営繕工事電子納品要領」(以下、要領という)に基づき作成する。

※ 電子納品対象データは同要領に基づくが、変更がある場合は監督職員との協議で決定する。

一般共通事項

47. 工事中情報共有システム

48. 工事実績情報の登録

49. 施工計画書

50. 履行報告

51. 建設廃棄物の処理

52. 優先順位

53. 官公署その他への手続き等

54. 別契約の関係工事との協調

55. 調査への対応

56. 工事現場の表示

57. 交通誘導員

58. 説明板等

59. 工事中の補償

60. 工事後の補償

61. 完成引渡しまでの管理

62. 快速トイレモデル工事

(1) 本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図る情報共有システムの対象である。なお、運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づき実施すること。

(2) 本工事で使用する情報共有システムは次とする。

広島県工事中情報共有システム

https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/aso/index.html

(3) 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者(以下「サービス提供者」という。)との契約は、受注者が行い、利用料を支払うものとする。

(4) 受注者は、監督職員又はサービス提供者から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

標準仕様書第1編1.1.4に基づいて適切に行うこと。

工事の着手に先立ち、現場の体制・組織、仮設計画、安全衛生管理、緊急時の連絡、災害予防その他現場運営に必要な計画を定めた「総合施工計画書」を作成し提出する。

また各種別の工事の施工にあたっては「工種別施工計画書」を作成する。

約款第11条に規定する工事履行報告書は、宮線課で示す様式「期間別工事工程報告書」で、工程写真、状況写真を添付して月2回提出する。

(1) 本工事で発生した建設廃棄物は、広島県(環境県民局)及び保健所設置政令市等(広島市、呉市、福山市)が、廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設(許可対象とならない中間処理施設)にあつては、廃棄物処理法に定められた基準に従った適正な施設)で処理すること。ただし、建設廃棄物が、破砕等(選別を含む)により、有用物となった場合、その用途に応じて適切に処理するものとする。(原則、県内処分)

(2) 本工事における再資源化に要する費用(運搬費を含む処分費)は、前記(1)に掲げる施設のうち受入れ条件が合うものの中から、運搬費と受入費(平日的な費用)の合計が最も経済的になるものを見込んでいく。従って、正当な理由がある場合を除き再資源化に要する費用(単価)は変更しない。

(3) 本工事で発生する建設廃棄物のうち、広島県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については、広島県産業廃棄物処理税が課税されるので、適正に処理すること。なお、本工事では、広島県産業廃棄物埋立税相当額を見込んでいく。設計図書の優先順位は次の順序とする。

① 技術的説明事項(追加説明、質問回答書を含む)

② 特記仕様書 ③ 設計図面 ④ 標準仕様書・標準図

官公署その他への手続き等

建築、電気その他別契約の関係工事について、工程及び、取合部分の施工に関し、常に緊密に連絡し、工事の円滑な進捗を図るものとする。

工事中及び竣工後、下記に示す調査を行うため発注者より連絡があれば対応すること

① 公共事業労務費調査…工事中に実施

(調査票等の記入提出、発注者の調査実施への協力等)

② 契約不適合調査…建設工事請負契約約款第4条の5に定める期間内

現場の見やすい位置に監督職員が指示する次の表示板を設置する。

※ 工事名等の表示板(900mm×600mm) ・ 工事概要等の説明看板(900mm×600mm)

作業期間、交通誘導員を(人・日)配置すること。

・ 説明書(監督職員と協議の上、設備機器類及び一連の装置等の取扱要領を記載した説明書等を作成する。)

・ 説明板(監督職員と協議の上、設備機器類及び一連の装置等の系統図、取扱要領を記載した説明板を作成する。)

地上物件、地中埋設物等で本工事に起因して損傷した場合は、速やかに補修し、完全に復元するものとする。

工事完成引渡後、施工または機器、材料の不備による故障は、約款第4.1条(契約不適合)により1年間受注者の責任で完全に補修するものとする。

工事完了後も予め監督職員の指示した日時までは受注者で管理し、各種公課に対する料金及び各種の被害(火災、盗難、破損等)は一切受注者の負担とする。

本工事は快速トイレモデル工事(・発注者指定型 ・ 受注者希望型)であり、「快速トイレモデル工事試行要領(令和4年6月1日一部改正)」に基づき実施するものとする。

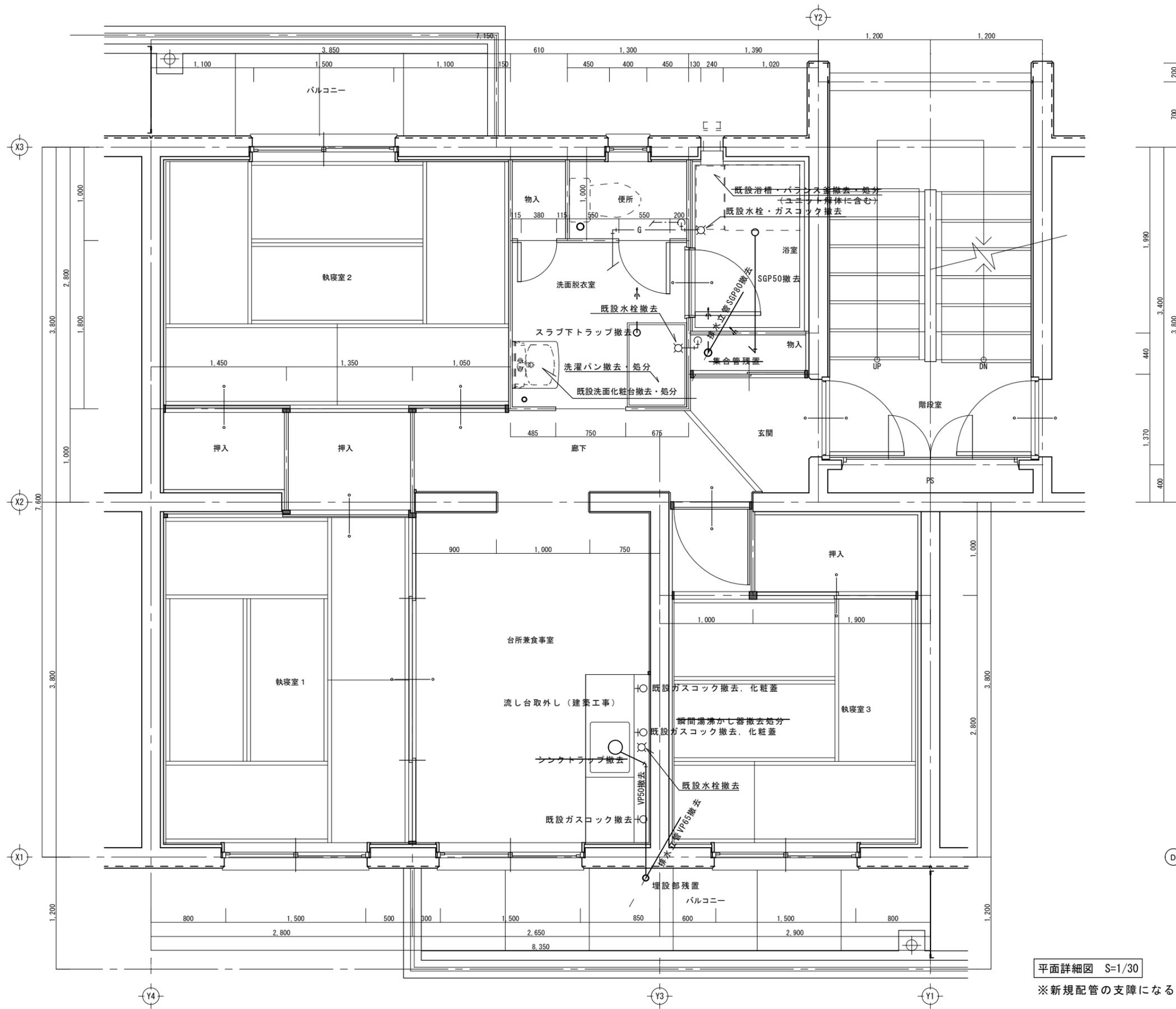
快速トイレチェックシートの様式は、「広島県の調達情報」の「様式>建設工事関係」その他の契約関係の様式)に掲載している。

また、完成検査までに提出するアンケートは、「広島県の調達情報」の「入札・契約制度」入札・契約制度関係要綱)に掲載している。

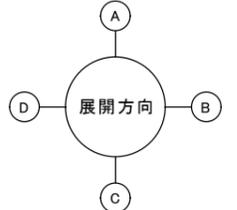
別表-1	品目	機材名	品目	機材名
ボイラー	凝縮型ボイラー	凝縮型ボイラー	送風機	遠心送風機(多段形送風機)
冷水発生機	真空式温水発生機(噴霧・凝縮型)	無圧式温水発生機(噴霧・凝縮型)	ポンプ	移形心ポンプ
冷卻塔	チリングユニット及び空気熱源セントロポンプユニット	吸収式冷水機	ダクト付機器	水キョーポンプ
空調機	ユニット形空調機	ファンコイルユニット及びセントロファンコイルユニット	自動制御	自動制御システム
衛生器具	衛生器具	衛生器具	衛生器具	衛生器具
浄化槽	浄化槽	浄化槽	タンク	FRP製/パネルタンク
防振設備	防振設備	防振設備	防振設備	防振設備
消火設備	消火設備	消火設備	消火設備	消火設備
電気設備	電気設備	電気設備	電気設備	電気設備
その他	その他	その他	その他	その他

代表となる設計者	工事名
	来須市営住宅ユニットバス等改修工事
図面内容・縮尺	
その他設計者	特記仕様書(一般共通事項)
設備工事担当	参事
参事	GL
課員	
設備工事担当	参事
参事	GL
課員	
令和	M
7年度	O1

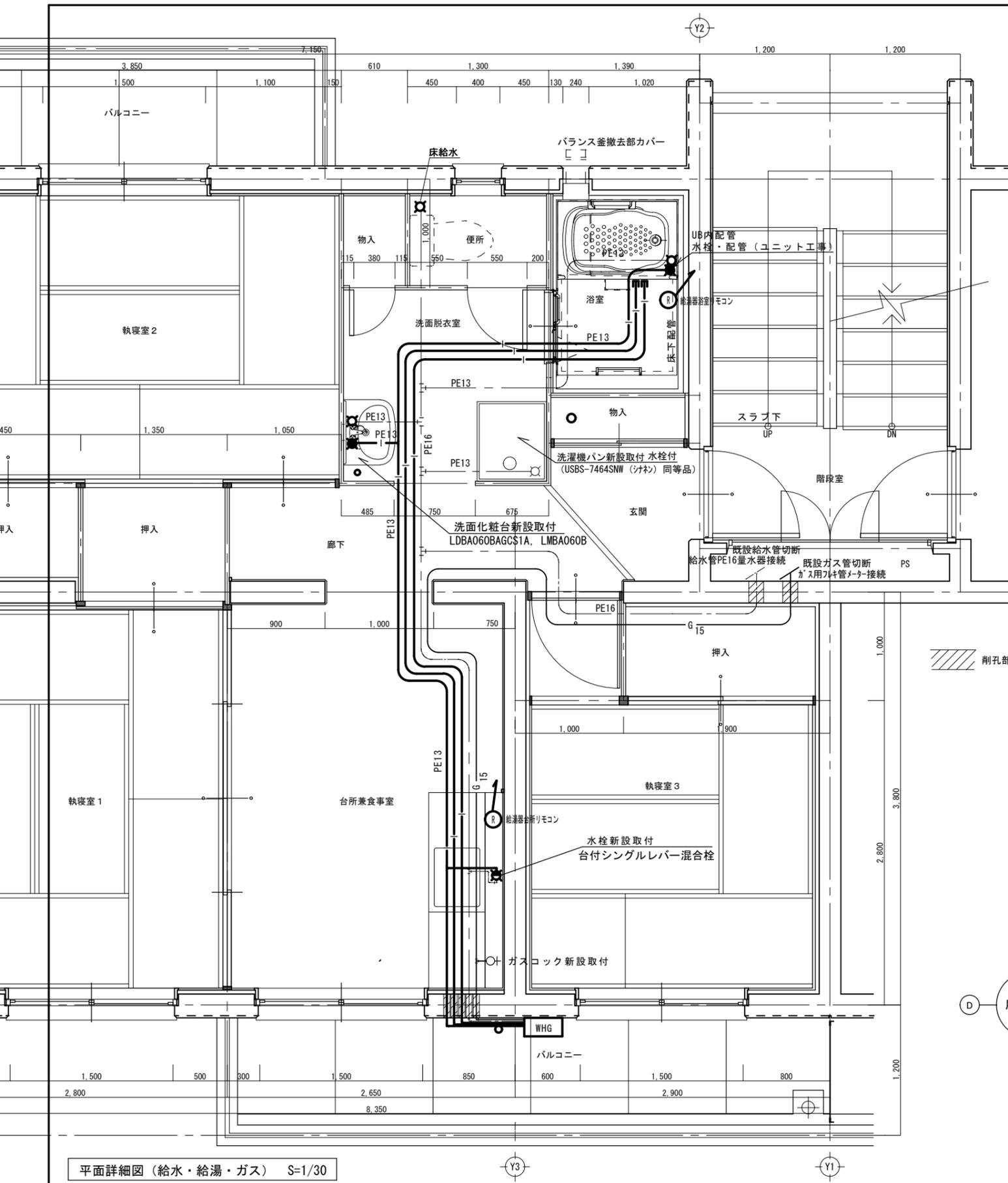
<p>空 1. 設計用温湿度条件</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">外 気 条 件</th> <th colspan="4">室 内 (調整目標値)</th> </tr> <tr> <th>温度(DB)</th> <th>湿度</th> <th>温度(DB)</th> <th>湿度</th> <th>温度(DB)</th> <th>湿度</th> </tr> <tr> <td>夏季 34.9℃</td> <td>51.0%</td> <td>28.0℃</td> <td>50%</td> <td>℃</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>冬季 -0.2℃</td> <td>69.9%</td> <td>19.0℃</td> <td>40%</td> <td>℃</td> <td>%</td> </tr> </table> <p>2. 配管材料 ※重複して適用の場合の使用区分は図示による</p> <p>3. 弁類</p> <p>4. 空調機用トップ</p> <p>5. 鋼板製煙道</p> <p>6. ばい煙濃度計</p> <p>7. 冷却塔</p> <p>8. ユニット形 空気調和機</p> <p>9. ファンコイルユニット</p> <p>10. パッケージ形 空気調和機</p> <p>11. マルチパッケージ形 空気調和機</p> <p>12. 集中管理リモコン ・個別リモコン</p> <p>13. 空気清浄装置</p> <p>14. オイルポンプ</p> <p>15. 開放形膨張タンク</p> <p>16. 地下オイルタンク</p> <p>17. オイルサーピスタント</p> <p>18. ダクト</p> <p>19. チャンバー等</p> <p>20. 吹出口・吸込口の ボックス</p> <p>21. グリス除去装置</p> <p>22. 風量測定口</p> <p>23. 温度計</p> <p>24. 圧力計</p> <p>25. ダンパー</p> <p>26. 定風量・変風量 ユニット</p> <p>27. 冷温水管等のエア抜き</p>	外 気 条 件		室 内 (調整目標値)				温度(DB)	湿度	温度(DB)	湿度	温度(DB)	湿度	夏季 34.9℃	51.0%	28.0℃	50%	℃	%	冬季 -0.2℃	69.9%	19.0℃	40%	℃	%	<p>1) 冷水・温水・冷温水 ・ 配管用炭素鋼鋼管(白管)</p> <p>2) 膨張・空気抜・補給水 ・ 配管用炭素鋼鋼管(白管)</p> <p>3) 冷却水 ・ 配管用炭素鋼鋼管(白管)</p> <p>4) 蒸気給気 ・ 配管用炭素鋼鋼管(黒管)</p> <p>5) 蒸気運水 ・ 圧力配管用炭素鋼鋼管(STPG370Sch40)</p> <p>6) 油・油用通気 ・ 配管用炭素鋼鋼管(黒管)</p> <p>7) 冷媒 ・ 断熱材被覆鋼管</p> <p>8) 空調用給水 ・ ステンレス鋼管(SUS304)</p> <p>9) 空調用排水 ・ 硬質ポリ塩化ビニル管(VP) ・ 結露防止層付硬質塩化ビニル管</p> <p>図面に特記なき場合の耐圧は、5Kとする。</p> <p>トップの形式はフロートボール式(床置型) ※ FRP製保温型</p> <p>1) 厚さ ※ 3.2mm ・ 4.5mm</p> <p>2) ばい煙濃度計 ・ 取付ける ・ 取付けない</p> <p>3) ばいじん量測定口(80φ×2) ※ 取付ける ・ 取付けない</p> <p>4) 伸縮継手及び掃除口は図示による。</p> <p>投光器及び受光器は、送風器付きとする。</p> <p>標準型、低騒音型、超低騒音型の規定は、日本冷却塔工業会の騒音基準値による。</p> <p>コイル通過後のケーシングに誘着する表面結露対策は</p> <p>※ 不要 ・ 図示による。</p> <p>風量30,000m³/hを超える機器の許容騒音レベルは、図示による。</p> <p>冷温水管の接続部(住・通)にはボール弁を取付ける。</p> <p>※ 流量調整弁 ・ 定流量弁 を取付ける</p> <p>(定流量弁の場合は ・ ダイアフラム式流量可変式 ・ カートリッジジョリアス形)</p> <p>床置形にはサブドレンパンを設ける。材質等はドレンパンに準ずる。</p> <p>インバーター機の表示された能力は、型番で選定する。</p> <p>内外配線は、原則として冷媒管と共通きとする。(エアコン含む)</p> <p>パッケージ形空気調和機の記載による。</p> <p>集中管理リモコンの機能は、</p> <p>※ 標準仕様書に記載されている機能</p> <p>・ 外部信号を受け一括停止機能 ・ 図示する機能</p> <p>・ エネルギーの管理に関する機能(外部記憶媒体への出力機能含む)</p> <p>リモコンの系統区分は図示による。</p> <p>ろ材ユニットは(・ 再生式 ・ 非再生式)とし、形式及び性能等は図示による。</p> <p>形式 ※ 渦流形 ・ 歯車形</p> <p>本体の材質 ※ 鋼板製 ・ ステンレス鋼板製</p> <p>鉄製はしこ ※ 要 ・ 不要</p> <p>1) 据付け方法は ※ 標準図(施工32)(二重殻タンク)</p> <p>・ 標準図(施工33)(タンク室有り)</p> <p>2) 保護被覆は ※ FRP ・ エポキシ樹脂 ・ アスファルト</p> <p>3) 遠隔油量指示装置(液面計は(・ 抵抗変式式 ・ 磁変式)で(・ 屋内 ・ 屋外)より油量監視用)を取付ける。</p> <p>4) 基礎杭は ※ 不要</p> <p>要(但し杭は ※ 別途工事 ・ 本工事)</p> <p>5) 土留め工事は ※ 不要 ・ 要(・ 本工事 ・ 別途工事)</p> <p>油面計はゲージ式(側圧式)とする。</p> <p>1) ※ 低圧ダクト ・ 高圧1ダクト ・ 高圧2ダクト</p> <p>2) 長方形ダクトは ・ コーナールト工法(共板フランジ又はスライドオンフランジ)(ただし、長辺が1500mmを超えるものはアングルフランジ工法とする)</p> <p>・ アングルフランジ工法</p> <p>3) 防火区画を貫通するダクトは、その貫通する部分の前後150mmを1.6mm厚鋼板製とする。</p> <p>4) 扇形用ダクトの板厚は「火災予防条例準則の運用について」による。</p> <p>1) シーリングディフューザーの接続は標準図(施工49)を参考とする。</p> <p>2) 接続するダクトの施工が困難な場所はフレキシブルダクトを使用してもよい。</p> <p>3) 線状吹出口には、長さ+100×300×300Hの接続チャンバーを設ける。</p> <p>4) 外壁に面するガラリにチャンバー等を設ける場合は、雨水等を自然に排出できるよう勾配をつける。</p> <p>※ 亜鉛鉄板製 ・ グラスウール製</p> <p>・ グリエクストラクター ・ グリスフィルター</p> <p>標準仕様書によるほか図示した箇所及び下記の箇所に取付ける。</p> <p>・ 空調機のサブライチャンバーからの分岐ダクト ・ 外気取入れダクト</p> <p>標準仕様書によるほか図示した箇所及び下記の箇所に取付ける。</p> <p>・ 空気調和機、全熱交換器廻りの送気ダクト、外気ダクト及び給気ダクト</p> <p>機器付属以外の温度計は ※ バイメタル式温度計</p> <p>・ ガード付きL形温度計</p> <p>標準図によるほか図示した箇所に取付ける。</p> <p>(1)防火ダンパーは表示等により区分する。</p> <p>(2)防煙ダンパー 遠隔復帰式(定格入力はDC24V、0.7A以下。)</p> <p>・ メカニカル形 ・ 風速センサー形</p> <p>1) エア溜まりを生ずると思われる配管箇所には、必要に応じて操作の容易な位置にエア抜き弁装置(※ 手動 ・ 自動)を設ける。</p> <p>2) 自動エア抜き弁装置は、標準図(施工38(g))による。</p> <p>3) 機械室の手動式エア抜き配管で、特記のない場合の保温範囲は原則として分岐部より2mとする。</p>	<p>28. 消音内貼り</p> <p>1) 空調用の吹出口接続チャンパー及び図示したダクト並びにチャンパー類とする。</p> <p>2) 内貼りチャンパー類の寸法は、外法寸法とする。</p> <p>3) 吹出口接続チャンパー以外の内貼りしたチャンパーには点検口を取付ける。点検口の大きさは、原則として400×600とする。</p> <p>防振基礎の防振材及び振動絶縁効率率は、標準仕様書および標準図によるほか、図示による。</p> <p>日本冷凍空調工業会(冷凍空調機器用材質ガイドライン)による。</p> <p>31. フィルターの予備品</p> <p>空気調和機器等又は7/6-7/7の装着枚数の100%を予備品(特付)として納める7/7(1)は総台数の(・ 50% ・ 100%)に当たる7/7(予備品(特付)として納める。)</p> <p>自動巻取り形及びグリスフィルターは装着単位の100%を予備品として納める。</p>	<p>排 水 設 備</p> <p>4) 屋外排水管 ・ 硬質ポリ塩化ビニル管(VU) ・ 硬質ポリ塩化ビニル管(VP)(車道部)</p> <p>記号 COAD は掃除口を兼用する排水金物を示す。</p> <p>水中形三相誘導電動機は、(※ 乾式 ・ 油封式)とする。</p> <p>電動機の極数は図示による。</p> <p>着脱装置、ストレーナー及び水中ケーブルの長さは図示による。</p> <p>※ 別途工事 ・ 本工事</p> <p>小径管等はコンクリート巻き仕上げとする。(但し舗装等の仕上げ部分は除く。)(施工の際は鉄筋又は、金網で補強を入れること。)</p>	<p>石綿含有設備資材の処理について</p> <p>I. 石綿を含有する設備資材の撤去方法</p> <p>1. 工事受注者は、施工に先立ち以下の報告を行うこと。</p> <p>撤去に先立ち、「大気汚染防止法」の他「労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建築基準法、建設リサイクル法、地方自治体による条例」等に基づき関係機関と協議を行い、監督職員に報告を行う。</p> <p>2. 各部位の撤去方法は、以下の内容及び撤去要領図を参考とし、監督職員に計画書を提出し承諾を得ること。</p> <p>(1)ダクトフランジ部</p> <p>ダクトフランジ部の撤去は、原則として切断による方法とする。</p> <p>1)ダクトの切断に先立ち、飛散防止措置としてダクトフランジ外周部分に、飛散抑制剤の塗布又はビニルテープ貼り等を施す。</p> <p>2)ダクトの切断は、フランジ部分の両側約100mmの箇所において慎重に行う。</p> <p>3)ダクト片側の切断終了後、フランジ内周部分に外周同様に飛散防止措置を施し、もう片側の切断を行う。</p> <p>(2)たわみ継手フランジ部</p> <p>たわみ継手フランジ部の撤去は、原則として切断による方法とする。</p> <p>1)ダクト及び機器の切断に先立ち、飛散防止措置としてダクトフランジ外周部分に、飛散抑制剤の塗布又はビニルテープ貼り等を施す。</p> <p>2)ダクト及び機器の切断は、フランジ部分の約100mmの箇所において慎重に行う。</p> <p>3)ダクト及び機器の切断終了後、フランジ内周部分に外周同様に飛散防止措置を施す。</p> <p>(3)配管フランジ部</p> <p>配管フランジ部におけるガスケット撤去は、原則として切断による方法とする。</p> <p>1)配管の切断は、フランジ部分にからない箇所において行う。</p> <p>(4)成形保温材付き配管の曲線部</p> <p>成形保温材付き配管の曲線部の撤去は、原則として切断による方法とする。</p> <p>1)配管の切断に先立ち、飛散防止措置として成形保温材に飛散抑制剤の塗布を施すとともに、成形保温材前後の保温材を撤去する。</p> <p>2)ビニルシート等で成形保温材を包み配管表面でテープ止めとし密閉する。</p> <p>3)配管の切断は、密閉部分の両側約100mmの箇所において慎重に行う。</p> <p>II. 石綿を含有する設備資材の処理方法(※撤去費・運搬費・処分費は別途)</p> <p>(1)処理に先立ち、関係機関と協議を行い監督職員へ計画書を提出し承諾を得る。</p> <p>(2)石綿含有廃棄物であることを表示すると共に、石綿飛散防止対策として「大気汚染防止法」の他、「労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建築基準法、建設リサイクル法、地方自治体による条例」等に基づき構外搬出適切処理とする。</p> <p>(3)構外搬出適切処理後、監督職員へ報告書を提出する。</p> <p>(4)石綿含有設備機器については、施設管理者及び監督職員と協議の上、適切に処理を行う。</p>
	外 気 条 件		室 内 (調整目標値)																									
温度(DB)	湿度	温度(DB)	湿度	温度(DB)	湿度																							
夏季 34.9℃	51.0%	28.0℃	50%	℃	%																							
冬季 -0.2℃	69.9%	19.0℃	40%	℃	%																							
<p>3. 弁類</p> <p>4. 空調機用トップ</p> <p>5. 鋼板製煙道</p> <p>6. ばい煙濃度計</p> <p>7. 冷却塔</p> <p>8. ユニット形 空気調和機</p> <p>9. ファンコイルユニット</p> <p>10. パッケージ形 空気調和機</p> <p>11. マルチパッケージ形 空気調和機</p> <p>12. 集中管理リモコン ・個別リモコン</p> <p>13. 空気清浄装置</p> <p>14. オイルポンプ</p> <p>15. 開放形膨張タンク</p> <p>16. 地下オイルタンク</p> <p>17. オイルサーピスタント</p> <p>18. ダクト</p> <p>19. チャンバー等</p> <p>20. 吹出口・吸込口の ボックス</p> <p>21. グリス除去装置</p> <p>22. 風量測定口</p> <p>23. 温度計</p> <p>24. 圧力計</p> <p>25. ダンパー</p> <p>26. 定風量・変風量 ユニット</p> <p>27. 冷温水管等のエア抜き</p>	<p>29. 機器用基礎</p> <p>30. 空調用流体の水質基準</p> <p>31. フィルターの予備品</p>	<p>給 湯 設 備</p> <p>1) 配管材料 ※重複して適用の場合の使用区分は図示による</p> <p>2) 弁類</p> <p>3. 保温</p>	<p>消 火 設 備</p> <p>1. 配管材料 ※重複して適用の場合の使用区分は図示による</p> <p>2. 消火栓弁の耐圧</p> <p>3. 保温</p> <p>4. 屋内消火栓</p> <p>5. 屋外消火栓</p>	<p>ガ ス 設 備</p> <p>1. 都市ガス設備</p> <p>2. 配管材料 ※重複して適用の場合の使用区分は図示による</p> <p>3. ガス漏れ警報器</p> <p>4. 充てん容器</p> <p>5. バルク貯槽</p> <p>6. ガスメーター</p> <p>7. 容器廻りの配管</p> <p>8. 容器転倒防止</p>	<p>浄 化 槽 設 備</p> <p>1. 処理種別及び方式</p> <p>2. その他</p>	<p>雨 水 利 用 設 備</p> <p>1. システム構成その他</p> <p>2. 配管材料</p> <p>3. 弁類</p> <p>4. 量水器</p> <p>5. 雨水電動遮断弁</p> <p>6. 網かご形スクリーン</p> <p>7. 薬液注入装置</p>	<p>冷媒の回収方法について</p> <p>冷媒の回収方法は次による。回収費・処分費は(※ 本工事 ・ 別途工事)とする。</p> <p>(1)「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)」に従って行い、監督職員に次の書類を提出する。</p> <p>○ 第1種フロン類充填回収業者の登録通知書(都道府県知事登録)の写し</p> <p>○ 事前確認書の写し ○ 回収依頼書の写し ○ 引取証明書の写し ○ 破壊証明書の写し</p> <p>(2) ルームエアコン等で、「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」の対象となっているものは、同法に従ってリサイクル「冷媒の回収は原則としてポンプダウンによる。」を行い、監督職員に次の書類を提出する。</p> <p>○ 特定家庭用機器廃棄物管理票(家電リサイクル券)の写し</p>																					
		<p>排 水 設 備</p> <p>※重複して適用の場合の使用区分は図示による</p> <p>1) 屋内汚水管 ○ 排水・リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管(RF-VP)</p> <p>(第1樹まで含む) ○ 建築用耐火性硬質ポリ塩化ビニル管(FS-VP)</p> <p>・ 排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管</p> <p>2) 屋内雑排水管 ・ 硬質ポリ塩化ビニル管(VP)</p> <p>(第1樹まで含む) ・ 建築用耐火性硬質ポリ塩化ビニル管(FS-VP)</p> <p>・ 排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管</p> <p>3) 通気管 ・ 硬質ポリ塩化ビニル管(VP)</p> <p>・ 建築用耐火性硬質ポリ塩化ビニル管(FS-VP)</p>	<p>給 湯 設 備</p> <p>1) 配管材料 ※重複して適用の場合の使用区分は図示による</p> <p>2) 弁類</p> <p>3. 保温</p>	<p>消 火 設 備</p> <p>1. 配管材料 ※重複して適用の場合の使用区分は図示による</p> <p>2. 消火栓弁の耐圧</p> <p>3. 保温</p> <p>4. 屋内消火栓</p> <p>5. 屋外消火栓</p>	<p>ガ ス 設 備</p> <p>1. 都市ガス設備</p> <p>2. 配管材料 ※重複して適用の場合の使用区分は図示による</p> <p>3. ガス漏れ警報器</p> <p>4. 充てん容器</p> <p>5. バルク貯槽</p> <p>6. ガスメーター</p> <p>7. 容器廻りの配管</p> <p>8. 容器転倒防止</p>	<p>浄 化 槽 設 備</p> <p>1. 処理種別及び方式</p> <p>2. その他</p>	<p>雨 水 利 用 設 備</p> <p>1. システム構成その他</p> <p>2. 配管材料</p> <p>3. 弁類</p> <p>4. 量水器</p> <p>5. 雨水電動遮断弁</p> <p>6. 網かご形スクリーン</p> <p>7. 薬液注入装置</p>	<p>冷媒の回収方法について</p> <p>冷媒の回収方法は次による。回収費・処分費は(※ 本工事 ・ 別途工事)とする。</p> <p>(1)「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)」に従って行い、監督職員に次の書類を提出する。</p> <p>○ 第1種フロン類充填回収業者の登録通知書(都道府県知事登録)の写し</p> <p>○ 事前確認書の写し ○ 回収依頼書の写し ○ 引取証明書の写し ○ 破壊証明書の写し</p> <p>(2) ルームエアコン等で、「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」の対象となっているものは、同法に従ってリサイクル「冷媒の回収は原則としてポンプダウンによる。」を行い、監督職員に次の書類を提出する。</p> <p>○ 特定家庭用機器廃棄物管理票(家電リサイクル券)の写し</p>																				
		<p>建築物解体工事(機械設備の部)</p> <p>I. 工 事 概 要 (解体工事の部)</p> <p>1. 工 事 内 容 (解体工事の部)</p> <p>1) 特記仕様書(機械設備の部) I. 2. 建物概要に記載された取り壊し建物等の撤去を行う。</p> <p>2) 上記撤去範囲部分は、地中埋設部分を含めて全て撤去する。</p> <p>アスファルト舗装及びコンクリート舗装の路盤撤去、埋め戻し・整地は別途建築工事とする。</p> <p>3) 本工事による撤去機器、配管及び樹類は、場内の指定場所に集積する。(図面は参考とする)</p> <p>(1)建物については、</p> <p>①重機作業に影響のある以下の機器を、建築工事の重機作業に先行して撤去する。</p> <p>図示された機器のうち、太線またはハッチング等により明示されたもの。(コンクリート基礎の撤去は建築に含む。)</p> <p>②人体及び地球環境に影響を及ぼす冷媒等の回収・破壊処理を行う。</p> <p>フロンガスは「冷媒の回収方法について」による。</p> <p>③熱源の残油はタンク及び配管内を含み回収し、適切に処理するものとし、(※ 本工事 ・ 別途工事)とする。</p> <p>(2)その他の機器及び配管・ダクト類について、処理に関する記載のない事項は、全て重機による取り壊しとする。</p> <p>(3)屋外埋設機器及び配管・樹類については全て撤去する。</p> <p>図示された樹類のうち、量水器樹、弁樹、散水栓BOX、ため樹、インパート樹は、建築工事の重機作業の後に機械設備にて撤去する。</p> <p>配管およびプラスチック樹は建築工事の重機作業に含む。</p> <p>(4)給水、排水、ガス設備については指定工事店により、閉栓工事を行う。</p> <p>(5)撤去する配管、ダクト(付属品含む)の保温材の分離は原則として中間処理上にて行う。</p> <p>5) 浄化槽内の汚泥汲取、清掃、消毒を施工した後、撤去する。(浄化槽内の汚泥汲取、清掃、消毒は施設管理者側で実施し本工事では実施しない)</p> <p>II. 工 事 仕 様 (解体工事の部)</p> <p>1. 特記仕様及び図面に記載されていない事項は、国土交通大臣官房官庁営繕部の「建築物解体工事共通仕様書(令和4年版)」(以下、「解体共通仕様書」という。)により、解体共通仕様書に記載されていない事項は、特記仕様書(機械設備工事の部)による。</p>																										
		<p>来須市営住宅ユニットバス等改修工事</p> <p>特記仕様書(工種別事項) M</p> <p>竹原市建設部都市整備課 02</p>																										



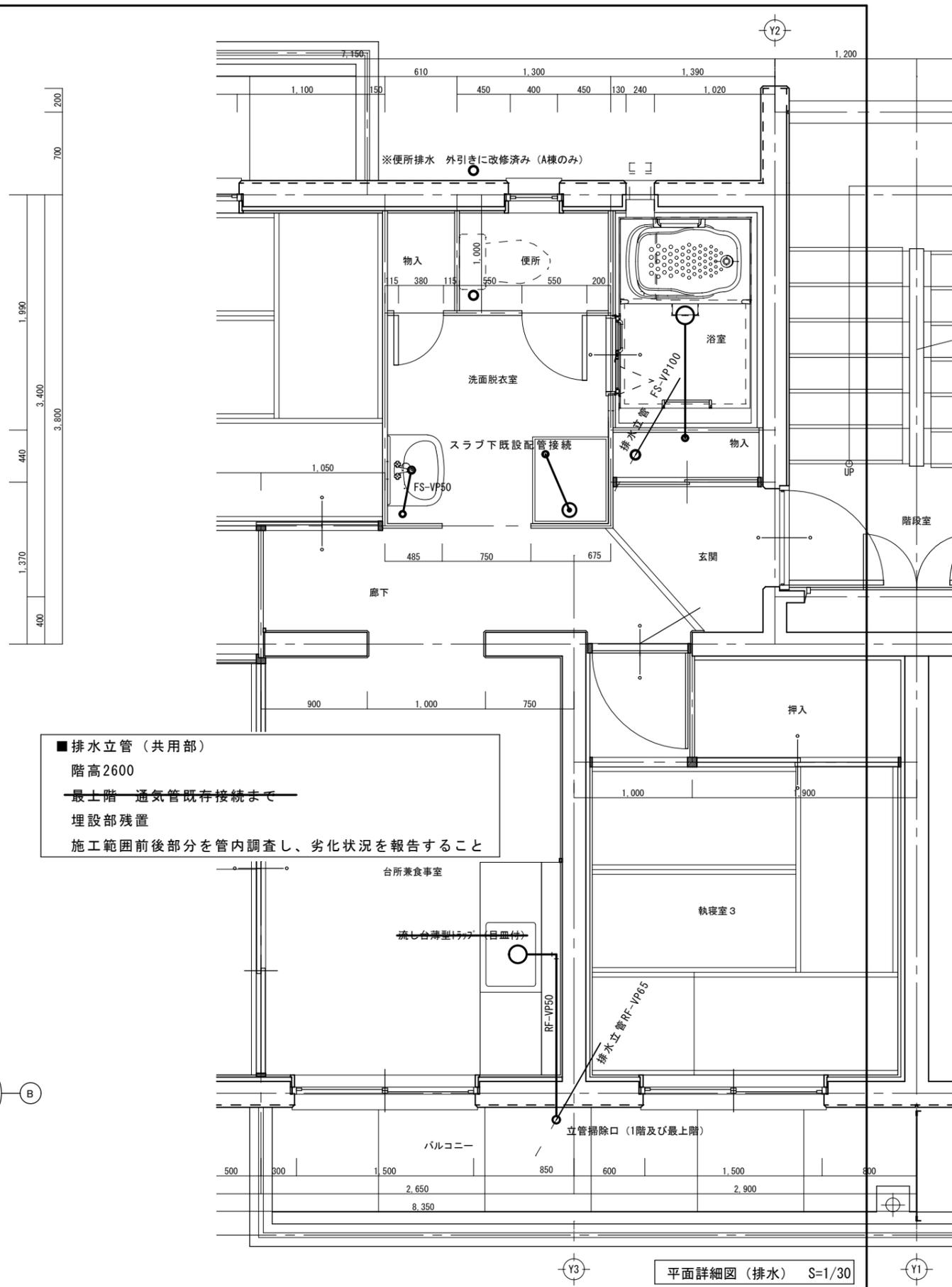
平面詳細図 S=1/30
 ※新規配管の支障になる既設管は撤去すること。



特記事項	訂正事項	JOB. NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率
		CH.	2025 DR.	1/30	来須市営住宅ユニットバス等改修工事		
					NAME	03	A-3: 71%
					機械設備 (改修前) 平面詳細図		A-4: 50%

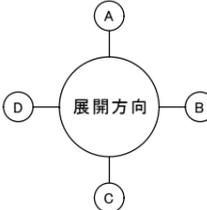


平面詳細図 (給水・給湯・ガス) S=1/30



平面詳細図 (排水) S=1/30

■ 排水立管 (共用部)
 階高2600
 最上階 通気管既存接続まで
 埋設部残置
 施工範囲前後部分を管内調査し、劣化状況を報告すること



特記事項	訂正事項	JOB. NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率
		CH.	2025 DR.	1/30	来須市営住宅ユニットバス等改修工事	M / 04	A-2 : 100% A-3 : 71% A-4 : 50%
		PL.			機械設備 (改修後) 平面詳細図		